

「残留調査対象物質」「管理対象物質」のイメージ図

農薬等(農薬、動物用医薬品、飼料添加物)

残留基準が設定された農薬等(799品目)

【参考資料1】

既に残留基準値があるもの	: 41品目
暫定基準値が設定されたもの	: 743品目
不検出物質	: 15品目

乳に残留基準が設定された農薬等(486品目) 【参考資料2】

現行基準	: 21品目
暫定基準他	: 449品目 (乳386品目、乳脂肪12品目、不含有51品目)
不検出物質	: 16品目 (全食品15品目、乳1品目)

「乳」には
一律基準値を
適用

一律基準値
(0.01ppm)
を適用

当面の「残留調査対象物質(原案)」(119品目)

【参考資料3】

残留調査対象物質

管理対象物質

農薬等の残留に係る
安全管理システムの機能状況等を
継続監視するための検査対象

使用実態、残留実態、
科学的根拠等により
地域別、季節別に設定

わが国に登録のない品目

生乳生産段階で
使用実態のない品目

対象外物質

人の健康を損なう
恐れのないことが
明らかな物質

〔
ビタミン類、
ミネラル類など
65品目
〕

【注意事項】

本図は、酪農乳業が農薬等の残留に係る管理システムを運用する際の「残留調査対象物質」「管理対象物質」についてイメージを示したものであり、「乳」に対する食品衛生法の規制を示したものではない。